

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第98号

【発行】
桑名駅西
整備事務所

■桑名駅西土地区画整理事業計画の変更に関する説明会を開催します

この度、桑名駅西土地区画整理事業計画の変更について、下記のとおり説明会を開催いたします。対象地域を桑名中央線（三崎跨線橋）より北側と南側に分けて2回ずつ開催しますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

- 日時 北側地域① 令和4年1月27日（木） 18時00分から
北側地域② 令和4年1月30日（日） 10時30分から
南側地域① 令和4年1月28日（金） 18時00分から
南側地域② 令和4年1月30日（日） 13時00分から

（質疑応答の時間を含め1時間を予定しております。）

①と②は同じ内容ですので、ご都合の良い日時にご参加ください。）

北側地域……大成地区

【自治会：桑名本郷・駅西町・山ノ手通・東方元町・山陽町・南門前町・門前通・門前町・立坂町第一・東方堀江】

南側地域……益世地区

【自治会：新矢田北・小野山西・小野山東・城山町・大塚・馬道二丁目・馬道三丁目】

該当する日時に参加できない場合は、ご都合のつく日時にご参加ください。

- 場所 桑名市役所 5階 大会議室 （桑名市中央町2丁目37番地）
●内容 1. 事業計画の変更について

事業施行期間【変更前】	平成13年9月10日から令和7年3月31日まで
【変更後】	平成13年9月10日から令和17年3月31日まで
総事業費【変更前】	約285億円
【変更後】	約336億円

2. 事業の進捗状況、今後の整備スケジュールについて

- その他 ・マスクを着用のうえお越しください。
・新型コロナウイルスの感染が拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方、発熱や咳等の風邪症状がみられる方の参加はお控えください。

～ 第29回桑名駅西土地区画整理審議会の開催について（非公開） ～

桑名駅西土地区画整理審議会につきましては原則公開としておりますが、1月17日開催の桑名駅西土地区画整理審議会につきましては、審議会に諮問する案件が「桑名市個人情報保護条例」に規定する個人情報にあたりますことから、**非公開**（傍聴はできません）とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。



■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築したりすると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先：桑名県税事務所 TEL：0594-24-3613】

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

桑名駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又はサンファールにあるサテライトオフィス窓口にて、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅西整備事務所で発行しています。

【例】住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられる場合がありますので、事前に事務所までご相談ください。

■建築行為等には許可が必要です

土地区画整合法第76条により、建築行為等につきましては、市長の許可が必要となります。

家屋の老朽化や家族構成の変化等による改築などについても、同様に法76条の許可が必要となりますので、事前に事務所までご相談ください。内容に応じて許可の可否や、許可条件などを判断させていただきます。

事業に関するお問い合わせ等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅西整備事務所

補 償 係

TEL：0594-24-1439

管 理 係

TEL：0594-41-4401

計画・工務係

TEL：0594-24-1368

FAX：0594-24-6338

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp